

○農林水産省令第 号

種苗法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十四号）の一部及び種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（令和三年政令第二百四十六号）の施行に伴い、並びに種苗法（平成十年法律第八十三号）の規定に基づき、種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

農林水産大臣 金子原二郎

種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令

（種苗法施行規則の一部改正）

第一条 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲

げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

(書面の用語等)

第三条 法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願(以下「品種登録出願」という。)に関する書面は、次項及び第三項に規定するものを除き、日本語で書かなければならない。ただし、出願者及び同条第二項に規定する出願品種(以下「出願品種」という。)の育成をした者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願品種の名称については、ローマ字を用いることができる。

2・3 (略)

第四条 削除

(願書の記載事項等)

第五条 法第五条第一項第二号の農林水産植物の種類については、別表第二に掲げる出願品種の属する種又は属の学名及び和名を記載するものとする。ただし、同表に出願品種の属する種又は属が掲げられていない場合にあつては、その属する種又は属を特定することができる学名及び和名並びにこれらを特定するために必要な事項を記載するものとする。

2 | 法第五条第一項の願書には、重要な形質のうち出願品種の審査

に関する国際的な基準その他の事情を勘案して、必ず調査しなければならぬもの以外のものとして農林水産大臣が定めて公示する重要な形質については、出願者が当該重要な形質に係る特性が第七条第一項第一号に該当しないと料する場合には、当該特性を記載しないことができる。

3 | 法第五条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次の

改正前

(書面の用語等)

第三条 品種登録出願に関する書面は、次項及び第三項に規定するものを除き、日本語で書かなければならない。ただし、出願者及び出願品種の育成をした者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願品種の名称については、ローマ字を用いることができる。

2・3 (略)

(品種登録出願の手続)

第四条 種子又は種菌を種苗とする品種について品種登録出願をしようとする者は、当該品種の種子又は菌株を当該出願の際に提出しなければならない。

(願書の記載事項等)

第五条 法第五条第一項第二号の農林水産植物の種類については、別表第二に掲げる出願品種の属する種又は属の学名及び和名を記載するものとする。ただし、同表に出願品種の属する種又は属が掲げられていない場合にあつては、その属する種又は属を特定することができる学名及び和名を記載するものとする。

(新設)

2 | 法第五条第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、次の

とおりとする。

一〇九 (略)

4 | (略)

(説明書の記載事項等)

第七条 法第五条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第五条第一項第四号の特性のうちそれにより他の植物体と明確に区別されることとなる特性

二〇四 (略)

2 | (略)

3 法第五条第二項の写真は、同条第一項第四号の特性(写真に撮ることができないものを除く。)により出願品種の植物体と他の植物体とが明確に区別されることが確認できるものでなければならぬ。

(出願料の額等)

第八条 法第六条第一項の農林水産省令で定める額は、一万四千元とする。

2 | (略)

(出願品種の現地調査又は栽培試験の実施方法等)

第十一条の二 法第十五条第二項又は第十五条の二第一項の現地調査又は栽培試験(以下単に「現地調査又は栽培試験」という。)

は、次に掲げる事項について調査するものとし、適切な対照品種を選定し、出願品種及び対照品種の試験区を設け、並びにこれら

を比較する方法により行う。ただし、法第五条第二項の規定により同条第一項の願書に添付される資料が次に掲げる事項に係る現

地調査又は栽培試験に代わると認められる場合は、この限りでない。

とおりとする。

一〇九 (略)

3 | (略)

(説明書の記載事項等)

第七条 法第五条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 出願品種の植物体の特性及びそれにより他の植物体と明確に区別されることとなる特性

二〇四 (略)

2 | (略)

3 法第五条第二項の写真は、出願品種の植物体の特性(写真に撮ることができないものを除く。)であつてそれにより当該植物体と他の植物体とが明確に区別されるべきものを撮つたものでなければならぬ。

(出願料の額等)

第八条 法第六条第一項の農林水産省令で定める額は、四万七千二百円とする。

2 | (略)

(出願品種の栽培試験の実施方法等)

第十一条の二 法第十五条第二項の栽培試験は、次に掲げる事項について調査するものとし、適切な対照品種を選定し、出願品種及び対照品種の試験区を設け、並びにこれらを比較する方法により

行う。

一 出願品種及び対照品種の植物体の特性（第五条第二項の規定により出願者が願書に記載していないものを除く。）

二 (略)

2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3 法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第六号の二によりしなければならない。

4 農林水産大臣は、法第十五条第二項の現地調査若しくは栽培試験又は法第十五条の二第四項の規定による通知により、法第三条第一項各号に掲げる要件を備えているかどうか判断できないと認める場合であつて追加の現地調査又は栽培試験が必要と認めるときは、追加の現地調査又は栽培試験を行うものとする。

（出願品種の現地調査又は栽培試験の手数料等）

第十一條の三 出願者が法第十五條の三第一項の規定により国（研究機構が法第十五條の二第一項の規定による現地調査を行う場合にあつては、研究機構。以下この項において同じ。）に納付しなければならぬ法第十五條第二項又は第十五條の二第一項の現地調査に係る手数料の額は、四万五千円に、農林水産大臣が定めて出願者に通知する現地調査の実施計画において定められた国の職員が現地を赴く回数に乗じて得た金額とする。

2 出願者が法第十五條の三第一項の規定により国（研究機構が法第十五條の二第一項の規定による栽培試験を行う場合にあつては、研究機構。第五項において同じ。）に納付しなければならない

一 出願品種及び対照品種の植物体の特性

二 (略)

2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第十五条第二項の栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3 研究機構は、法第十五条第二項の栽培試験を行ったとき（同条第五項の規定により当該栽培試験を関係行政機関、学校その他の結果を別記様式第六号の二により農林水産大臣に報告しなければならない。）は、遅滞なく、そ

（新設）

（新設）

<p>法第十五条第二項又は第十五条の二第一項の栽培試験に係る手数料の額は、栽培試験一回につき次に掲げる額の合計額とする。この場合において、別表第三の三の上欄に掲げる農林水産植物の区分に属する品種について、同表の中欄に掲げる特別な調査を要する重要な形質に係る特性のみを栽培試験により調査するときは、第一号の額を、当該合計額から控除する。</p>	<p>一 別表第三の一の上欄に掲げる農林水産植物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額</p>	<p>二 別表第三の三の上欄に掲げる農林水産植物の区分に属する品種について、同表の中欄に掲げる特別な試験を要する重要な形質に係る特性を栽培試験により調査する場合には、同表の上欄に掲げる農林水産植物の区分及び同表の中欄に掲げる当該重要な形質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の特性を調査する場合にあつては、その合計額）</p>	<p>3 前条第四項の規定による追加の栽培試験を行う場合における前項の規定の適用については、別表第三の二の下欄中「五年」とあるのは「一年」と、「四年」とあるのは「一年」と、「三年」とあるのは「一年」と、「二年」とあるのは「一年」とする。</p>	<p>4 法第十五条の三第一項の規定により国に納付する手数料は別記様式第六号の三による手数料納付書に収入印紙を貼付して納付し、同項の規定により研究機構に納付する手数料は研究機構の口座に払い込むことによつて納付しなければならない。</p>	<p>5 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の区分に属する品種（上記以外の区分の項に属する品種は除く。）に係る法第十五条の三第一項の規定により国に納付する手数料は手数料の額の計算の基礎となる各年ごとに、納付することができる。</p>	<p>6 法第十五条の三第二項の規定により手数料の額を通知する場合には、併せて、納付期限及び納付方法を通知するものとする。</p>	<p>(意見書の様式)</p>
---	---	--	--	--	--	---	-----------------

(意見書の様式)

第十二条 法第十七条第三項の意見書は、別記様式第七号により作成しなければならない。

(審査特性の訂正請求の手續)

第十二条の二 法第十七条の二第二項の規定による求め(以下「訂正請求」という。)は、同条第一項の規定による通知に係る書面を送付された日から起算して三十日以内に、別記様式第七号の二によりしなければならない。

2 訂正請求には、法第十七条の二第一項の規定により通知された審査特性のうち訂正請求をする特性について、出願者が願書に記載した特性が事実であることを証明する資料を添付しなければならない。

(審査特性の訂正に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等)

第十二条の三 法第十七条の二第六項において準用する現地調査又は栽培試験は、前条第二項の審査特性のうち訂正請求がされた特性について調査するものとする。

2 研究機構は、気象災害、病虫害の発生その他の事情により法第十七条の二第六項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3 法第十七条の二第六項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第七号の三によりしなければならない。

4 第十一条の三の規定は、法第十七条の二第三項の規定による調査に係る手数料について準用する。

(品種登録に係る公示事項)

第十三条 法第十八条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

(削る。)

第十二条 法第十七条第二項の意見書は、別記様式第七号により作成しなければならない。

(新設)

(新設)

(品種登録に係る公示事項)

第十三条 法第十八条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 品種登録の番号及び年月日

<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>一 登録品種の審査特性の概要 (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(品種登録証の交付)</p> <p>第十四条 農林水産大臣は、品種登録をしたときは、育成者権者に登録品種の審査特性を記載した書面を添えて品種登録証を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>二 登録品種の属する農林水産植物の種類</p> <p>三 登録品種の名称</p> <p>四 登録品種の特性の概要</p> <p>五 育成者権の存続期間</p> <p>六 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>七・八 (略)</p> <p>(品種登録証の交付)</p> <p>第十四条 農林水産大臣は、品種登録をしたときは、育成者権者に登録品種の特性を記載した書面を添えて品種登録証を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(従属品種を育成する方法)</p> <p>第十五条 法第二十条第二項第一号の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 ゲノム編集(遺伝子組換えを除く。)</p> <p>(削る。)</p> <p>第十六条 第十六条の四 (略)</p> <p>(判定の求めの手續)</p> <p>第十八条の二 法第三十五条の三第一項の規定による求めは、別記様式第九号の二によりしなければならない。</p> <p>(判定に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等)</p>	<p>(従属品種を育成する方法)</p> <p>第十五条 法第二十条第二項第一号の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>一 (農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物)</p> <p>第十六条 法第二十一条第三項の農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物は、別表第三に掲げる種類に属する植物とする。</p> <p>第十六条の二 第十六条の五 (略)</p> <p>(新設)</p>





2| 研究機構は、気象災害、病虫害の発生その他の事情により法第四十七条第三項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3| 法第四十七条第三項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第十号の二によりしなければならない。

(報告)

第二十七条 種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）第五条第四項の規定による報告は、遅滞なく、指定種苗を集取した場合には第一号に掲げる事項を、報告を命じた場合にあつては第二号に掲げる事項を、書類の提出を命じた場合にあつては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 三 (略)

「第十五条第三項」と、「別記様式第六号の二」とあるのは「別記様式第十号の二」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(報告)

第二十七条 種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）第六条第四項の規定による報告は、遅滞なく、指定種苗を集取した場合には第一号に掲げる事項を、報告を命じた場合にあつては第二号に掲げる事項を、書類の提出を命じた場合にあつては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 三 (略)

別表第三を次のように改める。

別表第三の一（第十一条の三関係）

農林水産植物の種類	金額
観賞樹、果樹、林木 その他の木本	九万三千円に、栽培試験に要する最も長い年数として別表第三のこの上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる年数を乗じて得た額
きのこ	四十二万四千円
上記以外の種類	九万三千円

別表第三の一の次に次の二表を加える。

別表第三の二（第十一条の三関係）

区分	年数
カエデ、マタタビ、ハンレイシ、パパイヤ、クリ、オレングジ類、香酸カンキツ類、ブントアン類、その他	五年

カンキツ類、ウンシユウミカン、ハンカチノキ、カキノキ、ビワ、イチジク、キンカン、クルミ、アセロラ、リンゴ、マンゴ、オリーブ、コノテガシラ、カラタチ、サクラ、スモモ（ニホンスモモを除く。）、アンズ、オウトウ（甘果）、ウメ、モモ及びネクタリン、ニホンスモモ、ユスラウメ、カリン、セイヨウナシ、ニホンナシ、ナンキンハゼ、エゴノキ、ズドウ

パイナップル、ヒロケレウス ウンダツス（ドラゴソフルーツ）、クロミノウグイスカゲラ（ハスカップ）、クラ、ムサ アクミナタ、パツシヨソフルーツ、キイチゴ類（ラズベリーを除く。）、ラズベリー、マツザサ、ブルーベリー（シヤンボを除

四年

く。)		
茶、観賞樹に属する区分（カエデ、フジウツギ、ハシカチノキ、デロスペルマ、ポインセチア、ヘーベ、ランタナ、チリソケイ、コノテガシラ、サクラ、バラ、ナンキンハゼ、エゴノキを除く。）		三年
上記以外の区分		一年

別表第三の三（第十一条の三関係）

農林水産植物の区分	特別な調査を要する重要な形質	金額
トリカゼト	アルカロイド含有率	十三万五千円
	乾物率	一万七千円
タマネギ	分球の強弱（シヤロット品種に限	五万円

	る。)	
	球のキログラム当たりの成長点の数	一万四千円
	球の乾物率	一万七千円
	貯蔵中のほう芽期	六万七千円
	雄性不稔性	五万円
ニンニク	ほう芽期	一万四千円
コンニャク	荒粉歩留り	一万七千円
	精粉歩留り	八千五百円
	精粉組成	八千五百円
	精粉粘度	八千五百円
パイナップル	果汁の多少	一万二千円
落花生	オレイン酸含有量	十六万円
ヤーガレット	開花期（夏植）	九万三千円

アルテミシア	サントニン含量	十三万五千円
オオバナオケラ	精油含量	一万七千円
	乾物率	一万四千円
エンバク	まき性	五万円
	冠さび病抵抗性	二十二万五千円
	根中糖分含有率	八千五百円
テンサイ	糖量	八千五百円
	ナトリウム含有量	二万二千円
	カリウム含有量	二万二千円
	可溶性窒素含有量	四万八千円
	種子のエルシン酸含有の有無	五万円
	春まき抽だいい性	九万三千円
ナタネ	晩夏まき抽だいい性	九万三千円

カリフラワー	春作の収穫の早晩性	五万円
キヤベツ	萎黄病レース1抵抗性の有無	十七万六千円
アブラナ（在来 ナタネ（ハクサ イ及びカズを除 く。））	根こぶ病抵抗性	二十万円
ハクサイ	カブモザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
	根こぶ病抵抗性	二十万円
ミシヤサイコ	エタノールエキス含有率	一万七千円
	乾物率	一万七千円
	発酵性	一万二千円
茶	カフェイン含量	十三万五千円
	テトラ・ヒドロ・カンナビノール酸	七万五千円
アサ		



	の多少	
トウガラシ	辛味の強弱（観賞用品種を除く。）	十三万五千円
	トバモウイルス抵抗性 病原型 0（観賞用品種を除く。）	五万円
	トバモウイルス抵抗性 病原型 1（観賞用品種を除く。）	十七万六千円
	トバモウイルス抵抗性 病原型 1-2（観賞用品種を除く。）	五万円
	トバモウイルス抵抗性 病原型 1-2-3（観賞用品種を除く。）	五万円
ジヤガイモYウイルス抵抗性（観賞用品種を除く。）	二十万円	
疫病抵抗性（観賞用品種を除く。）	二十二万五千円	

	キユウリモザイクウイルス抵抗性（ 観賞用品種を除く。）	二十万円
	トマト黄化えそウイルス抵抗性（観 賞用品種を除く。）	二十万円
	斑点細菌病抵抗性（観賞用品種を除 く。）	十七万六千円
	青枯病抵抗性（観賞用品種を除く。 ）	二十万円
ベニバナ	色素含有率	十三万五千円
	油脂含有率	五万円
	乾物率	一万七千円
	つる割病レース0抵抗性	二十万円
スイカ	つる割病レース1抵抗性	二十万円

	つる割病 レース 2 抵抗性	二十万円
	炭そ病 レース 1 抵抗性	二十万円
メロン	つる割病 レース 0 抵抗性	六万円
	つる割病 レース 1 抵抗性	六万円
	つる割病 レース 2 抵抗性	六万円
	つる割病 レース 1 - 2 抵抗性	二十万円
	うどんこ病 ( <i>Podospheera xanthi</i> <i>hi</i> レース 1) 抵抗性	十七万六千円
	うどんこ病 ( <i>Podospheera xanthi</i> レース 2) 抵抗性	十七万六千円
	うどんこ病 ( <i>Podospheera xanthi</i> レース 5) 抵抗性	十七万六千円
	うどんこ病 ( <i>Golovinomyces</i> )	十七万六千円

キユウリ	cichoracearum レース1) 抵抗性	
	ワタアブラムシ抵抗性	十七万六千円
	ズツキーニ黄斑モザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
	パイヤ輪点ウイルス系統 Guadeloupe 抵抗性	二十万円
	パイヤ輪点ウイルス系統 E2 抵抗性	二十万円
	マヌクメロンえそ斑点ウイルス抵抗性	十七万六千円
	キユウリモザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
黒星病抵抗性	十七万六千円	
キユウリモザイクウイルス抵抗性	十七万六千円	

	うどんこ病抵抗性	十七万六千円
	べと病抵抗性	十七万六千円
	褐斑病抵抗性	十七万六千円
	CVYV 抵抗性	十七万六千円
	ズッキーニ黄斑モザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
	斑点細菌病抵抗性	十七万六千円
ニンジン	抽だいの難易	九万三千円
オーチャードグラス	すじ葉枯病抵抗性	二十五万円
	うどんこ病抵抗性	二十五万円
	雪腐大粒菌核病抵抗性	二十万六千円
	雪腐黒色小粒菌核病抵抗性	二十七万五千円

ナデシコ	日持ち性	七万七千円
カキノキ	脱渋の難易	一万二千円
エゾウコギ	エタノールエキス含有率	一万七千円
	イソフラキシジン含有率	十三万五千円
	乾物率	一万七千円
ソバ	ルチン含量	十三万五千円
ダツタソソバ	ルチン含量	十三万五千円
フエストロロリウム	けい光反応性	十万二千円
イチゴ	ランナーの数	五万円
	ランナーのアントシアニン着色の強弱	九万三千円
	ランナーの毛の粗密	九万三千円

	休眠性	九万三千円
	炭そ病抵抗性	十七万六千円
	萎黄病抵抗性	二十万円
ダイズ	種皮のパーオキシダーゼによる着色の有無	一万七千円
	粗タンパク含有率	一万四千円
	7Sタンパク質サブユニットの有無	七万三千円
	リポキシゲナーゼアインザイムの有無	七万三千円
	へそ周辺の着色抵抗性	九万三千円
	ダイズモザイクウイルス抵抗性（A系統）	十二万三千円
	ダイズモザイクウイルス抵抗性（A	十二万三千円

2 系統)	
ダイズモザイクウイルス抵抗性 (B 系統)	十二万三千円
ダイズモザイクウイルス抵抗性 (C 系統)	十二万三千円
ダイズモザイクウイルス抵抗性 (D 系統)	十二万三千円
ダイズモザイクウイルス抵抗性 (E 系統)	十二万三千円
ダイズシストセンチュウ抵抗性 (レース 1)	十四万八千円
ダイズシストセンチュウ抵抗性 (レース 3)	十四万八千円



	ハスモンヨトウ抵抗性(抗生性)	十四万八千円
	ハスモンヨトウ抵抗性(非選好性)	十四万八千円
カンゾウウ	乾燥根の重量	一万七千円
	グリチルリチン酸含量	十三万五千円
アジアウタ	繊維の長さ(繊維用品種に限る。)	十万円
	繊維の長さのー様性(繊維用品種に限る。)	四万五百円
	繊維の強さ(繊維用品種に限る。)	四万五百円
	繊維の伸長率(繊維用品種に限る。)	四万五百円
	繊維の細かさ(繊維用品種に限る。)	四万五百円

ケヅカワタ	繊維の長さ（繊維用品種に限る。）	十万円
	繊維の長さのー様性（繊維用品種に限る。）	四万五百円
	繊維の強さ（繊維用品種に限る。）	四万五百円
	繊維の伸長率（繊維用品種に限る。）	四万五百円
	繊維の細かさ（繊維用品種に限る。）	四万五百円
オオムギ	まき性	五万円
	麦芽エキスの多少（ビール用品種に限る。）	一万七千円
	コーンバツハ数（ビール用品種に限る。）	一万七千円

	ジアスターゼカ（ビール用品種に限る。）	一万七千円
	穀粒のプロアントシアニジンの有無	二万八千円
	穀粒のリポキシゲナーゼ（lox）活性の有無	七万三千円
	βグルカン含量	七万三千円
	D－ホルゲインの Hor-3 座の対立遺伝子の構成	七万三千円
	C－ホルゲインの Hor-1 座の対立遺伝子の構成	七万三千円
	B－ホルゲインの Hor-2 座の対立遺伝子の構成	七万三千円
ホップ	α 酸含量	十三万五千円

	$\beta$ 酸 / $\alpha$ 酸	十三万五千円
	$\alpha$ 酸中のフムロン含量	十三万五千円
	$\alpha$ 酸中のコフムロン含量	十三万五千円
	でん粉の歩留	一万七千円
	黒斑病抵抗性	十六万二千円
かんしよ	つる割病抵抗性	十一万九千円
	ネコブセンチュウ抵抗性	十四万八千円
	べと病レース BI:16EU 抵抗性	十七万六千円
	べと病レース BI:17EU 抵抗性	十七万六千円
	べと病レース BI:20EU 抵抗性	十七万六千円
レタス	べと病レース BI:21EU 抵抗性	十七万六千円
	べと病レース BI:22EU 抵抗性	十七万六千円
	べと病レース BI:23EU 抵抗性	十七万六千円
	べと病レース BI:23EU 抵抗性	十七万六千円

べと病レース B1:24EU 抵抗性	十七万六千円
べと病レース B1:25EU 抵抗性	十七万六千円
べと病レース B1:26EU 抵抗性	十七万六千円
べと病レース B1:27EU 抵抗性	十七万六千円
べと病レース B1:29EU 抵抗性	十七万六千円
べと病レース B1:30EU 抵抗性	十七万六千円
べと病レース B1:31EU 抵抗性	十七万六千円
べと病レース B1:33EU 抵抗性	十七万六千円
べと病レース B1:35EU 抵抗性	十七万六千円
レタスモザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
根腐病菌レース 1 抵抗性	十七万六千円
根腐病菌レース 2 抵抗性	十七万六千円
レタスピツグバイン病抵抗性	二十二万五千円

	アゼラムシ耐性	二十万円
イタリアンライ グラス	けい光反応性	十万二千円
	冠さび病抵抗性	二十二万五千円
ペレニアルライ グラス	いもち病抵抗性	二十二万五千円
	硝酸態窒素の濃度	十三万五千円
	けい光反応性	十万二千円
リンゴ	斑点落葉病抵抗性（生食用品種に限る。）	七万五千円
	アルファアルファ	
アルファアルファ	パーテイシリウム萎凋病抵抗性	三十二万三千円
	茎の線虫抵抗性	二十万円
	炭そ病抵抗性	二十万円

	フイトフトラ根腐病抵抗性	十七万六千円
	コンドウヒゲナガアブラムシ抵抗性	十七万六千円
	アルファルファアブラムシ抵抗性	十七万六千円
	メソトール含有率	十三万五千円
ハツカ	カルボソ含有率	十三万五千円
クワ	さし木の発根性（飼料用品種に限る。）	九万三千円
タバコ	立枯病抵抗性	十三万三千円
	疫病抵抗性	二十万円
	PVY 抵抗性	二十二万五千円
	黒根病抵抗性	二十二万五千円
	TMV 抵抗性	二十二万五千円
	うどんこ病抵抗性	二十万円

稲

外穎のフェノール反応による着色の強弱	一万七千円
胚乳のアミロース含量	一万七千円
精米のアルカリ崩壊性の強弱	一万七千円
低温発芽性（陸稲品種に限る。）	十万二千円
障害型耐冷性	九万三千円
穂発芽性	一万七千円
耐倒伏性	九万三千円
いもち病抵抗性推定遺伝子型	十四万八千円
葉いもちほ場抵抗性	十一万九千円
穂いもちほ場抵抗性	十九万二千円
白葉枯病抵抗性品種群別	十六万二千円
白葉枯病ほ場抵抗性	十六万二千円



	しま葉枯病抵抗性品種別	十二万三千円
	ツマグロヨコバイ抵抗性品種別	十七万三千円
	トビイロウンカ抵抗性推定遺伝子型	十二万三千円
	グルテリン含量	七万三千円
	カドミウム吸収性	十八万四千円
	高温登熟性	十八万千円
	ピリミジニルカルボキシ系除草剤（ ピスピリバツクナトリウム塩）抵抗 性	十万二千円
	セシウム吸収性	十八万三千円
シヤクヤク	ペオニフロリン含量（薬用品種に限 る。）	十三万五千円
オタネニンジン	オタネニンジンエキス含量	一万七千円

	サポニンの有無	十三万五千円
ニホンナシ	黒斑病抵抗性	七万五千円
ダイコン	ダイコンの空洞	九万三千円
	雄性不稔性	九万三千円
ジオウ	エタノールエキス含有率	一万七千円
	乾物率	一万七千円
ダイオウ	エタノールエキス含有率（薬用品種に限る。）	一万七千円
	センノサイドA含有率（薬用品種に限る。）	十三万五千円
	乾物率（薬用品種に限る。）	一万七千円
サトウキビ	黒穂病抵抗性	二十五万円
ゴウ	セサミン含有量	十三万五千円

## トマト

全固形物量	一万七千円
スクロース含有量の有無	十三万五千円
リコペン含有量	十三万五千円
サツマイモネコブセンチュウ抵抗性	六万円
半身萎凋病抵抗性	二十万円
萎凋病レース1抵抗性	六万円
萎凋病レース2抵抗性	六万円
萎凋病レース3抵抗性	二十万円
根腐萎凋病抵抗性	二十万円
葉かび病レース0抵抗性	二十万円
トマトモザイクウイルス系統0抵抗性	十七万六千円
トマトモザイクウイルス系統1抵抗性	十七万六千円

性	トマトモザイクウイルス系統2抵抗性	十七万六千円
	疫病抵抗性	二十万円
	斑点病抵抗性	二十万円
	青枯病抵抗性	十七万六千円
	黄化葉巻病 (TYLCV) イヌラエル系統抵抗性)	二十万円
	黄化葉巻病 (TYLCV) マイルド系統抵抗性)	二十万円
	かいよう病抵抗性	三十万円
	休眠期間	一万四千円
	ジヤガイモシストセンチュウ抵抗性	十七万七千円
	パレイシヨ	

ホウレンソウ

抽だい期	五万円
べと病レース 1 抵抗性	十七万六千円
べと病レース 2 抵抗性	十七万六千円
べと病レース 3 抵抗性	十七万六千円
べと病レース 4 抵抗性	十七万六千円
べと病レース 5 抵抗性	十七万六千円
べと病レース 6 抵抗性	十七万六千円
べと病レース 7 抵抗性	十七万六千円
べと病レース 8 抵抗性	十七万六千円
べと病レース 10 抵抗性	十七万六千円
べと病レース 11 抵抗性	十七万六千円
べと病レース 12 抵抗性	十七万六千円
べと病レース 13 抵抗性	十七万六千円

	べと病レース 14 抵抗性	十七万六千円
	べと病レース 15 抵抗性	十七万六千円
	べと病レース 16 抵抗性	十七万六千円
	べと病レース 17 抵抗性	十七万六千円
	キュウリモザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
ソルガム	子実のタンニン含量	一万四万円
	日長感応性	五万円
	紫斑点病抵抗性	十四万八千円
ステビア	総ステビアサイド含有率	四万五千円
	ステビアサイド含有率	四万五千円
	レバウゼイオサイドA含有率	四万五千円
	スウエルチアマリソン含有量	十三万五千円
センズリ	エタノールエキス含有率	一万七千円

	乾物率	一万七千円
アカクローバ	菌核病抵抗性	二十万六千円
シロクローバ	青酸配糖体含有個体割合（飼料用品種に限る。）	三万四千円
コムギ	まき性	五万円
	Glu-A1 遺伝子座にある対立遺伝子の発現	七万三千円
	Glu-B1 遺伝子座にある対立遺伝子の発現	七万三千円
	Glu-D1 遺伝子座にある対立遺伝子の発現	七万三千円
	粒質	一万二千円
マカロニコムギ	原麦粒のフェノール反応による着色	一万七千円

	まき性	五万円
	Glu-A1 遺伝子座にある対立遺伝子の 発現	七万三千円
	Glu-B1 遺伝子座にある対立遺伝子の 発現	七万三千円
小豆	アズキ落葉病菌レース 1 抵抗性	十七万三千円
	アズキ落葉病菌レース 2 抵抗性	十七万三千円
	すす紋病抵抗性	十六万二千円
トウモロコシ	ごま葉枯病抵抗性	十六万二千円
	越冬性	九万三千円
シバ	越夏性	九万三千円



別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記

様式第一号（第五条関係）

ここに収入印紙をちょう付してください。 収入印紙は、消印や汚損等しないでください。
--

（ちょう付した収入印紙の額 円）

## 品 種 登 録 願

農林水産大臣 殿

年 月 日

種苗法第5条第1項の規定に基づき、次のとおり出願します。

（この願書を提出する者）

出願者 代理人（品種登録管理人を含む。以下同じ）（1.(3)に記載）

### 1. 出願者

(1) 住所又は居所並びに氏名又は名称

フリガナ

住所又は居所：（〒\_\_\_\_\_）\_\_\_\_\_

フリガナ

氏名又は名称：\_\_\_\_\_

（ローマ字表記）：\_\_\_\_\_

（注）法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常  
使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

FAX 番号：\_\_\_\_\_

E-mail アドレス：\_\_\_\_\_

上記の他に出願者はいない。

上記の他に出願者がいる。（出願者が複数ある場合には、2人目からは別紙に同じ  
欄を人数分設けて全員記載すること。）

(2) 出願者の国籍： \_\_\_\_\_  
(出願者が外国の設立準拠法に基づいて設立された法人の場合には、その国名を記載すること。)

(3) 代理人 (代理人による出願の場合のみ記載すること。)

フリガナ

住所又は居所： (〒 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名又は名称： \_\_\_\_\_

(ローマ字表記)： \_\_\_\_\_

(注) 法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： \_\_\_\_\_

E-mail アドレス： \_\_\_\_\_

上記の他に代理人はいない。

上記の他に代理人がいる。(代理人が複数ある場合には、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。)

## 2. 文書送付先 (国内の住所等)

(1) 住所又は居所： (〒 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_

あて名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： (1.(1)又は(3)と同一である場合は省略可。)

\_\_\_\_\_

E-mail アドレス： (1.(1)又は(3)と同一である場合は省略可。)

\_\_\_\_\_

(2) 上記(1)の住所又は居所は、次の者のものである。

出願者の1人       代理人       業務用住所 (非居住者の場合など)

3. 農林水産植物の種類

学 名 (ローマ字) : \_\_\_\_\_

和 名 : \_\_\_\_\_

4. 出願品種の名称

フリガナ	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>										
品種名称											
ローマ字 表記											

(ます目に記入された文字が正式な出願品種の名称となるので、誤記のないように、ます目に上段から左詰めで1文字ずつ記入すること。名称中にスペースを入れる場合に限り、文字と文字の間に空白のます目を設けることができる。仮名文字の場合の拗音(ゃ、ゅ、よ等)及び促音(っ・っ)は、ます目の左下に記載する。)

5. 出願品種の育成者

(1) 本品種を育成した者は、

出願者と同一である。(育成者の氏名及び住所を記載する必要はない。)

出願者と異なる。

フリガナ

住所又は居所 : (〒 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名 : \_\_\_\_\_

(ローマ字表記) : \_\_\_\_\_

別紙あり (複数名の場合には、「□」に「レ」を付し、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。)

(2) (育成をした者と出願者が異なる場合) 出願者が品種登録を受ける地位にある理由は、次のとおり。

- 職務育成品種  
契約 (特定承継)  
相続等 (一般承継)  
その他 (具体的に記載) : \_\_\_\_\_

(3) 本品種が育成された国 : \_\_\_\_\_

#### 6. 外国での出願

該当する。(以下に記載すること。)

国又は政府間機関名 : \_\_\_\_\_

出願年月日 : \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

出願番号 : \_\_\_\_\_

審査状況 審査中 拒絶 取下げ 登録

品種名称 : \_\_\_\_\_ 又は 仮名称 : \_\_\_\_\_

別紙あり (出願先が複数ある場合には、「」に「レ」を付し、2件目からは別紙に同じ欄を必要数設けて全て記載すること。)

#### 7. 優先権の主張

該当する。(以下に記載すること。)

以下の出願に関して優先権を主張します。

国又は政府間機関名 : \_\_\_\_\_

出願年月日 : \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

出願した品種名称 : \_\_\_\_\_

#### 8. 本品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴

##### (1) 日本における譲渡

譲渡していない。

譲渡した。(以下に記載すること。)

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日に日本で最初の譲渡を行った。

譲渡時の名称 : \_\_\_\_\_

##### (2) 外国における譲渡

譲渡していない。

譲渡した。(以下に記載すること。)

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日に(国名) \_\_\_\_\_で最初の譲渡を行った。

譲渡時の名称 : \_\_\_\_\_

9. 外国の審査当局における特性審査の実施状況（最先願の国についてのみ記載すること。）

出願品種の特性審査については、

- (国名) \_\_\_\_\_ で完了した。  
 (国名) \_\_\_\_\_ で実施中。  
 (国名) \_\_\_\_\_ でまだ開始されていない。  
 (国名) \_\_\_\_\_ では実施しない。

10. 出願品種の形質及び出願者が保持していると思料する出願品種の特性  
様式第2号の説明書の「5. 出願品種の形質及び特性」に記載するとおり。

11. 他法律の規定による出願料の特例規定の適用

- 適用なし  
 適用あり（以下に法律名及び同法に規定する確認書の番号を記載すること。）  
法律名 \_\_\_\_\_  
確認書の番号 \_\_\_\_\_

12. 種苗法第21条の2第1項の規定による届出に関する情報

(1) 種苗法第21条の2第1項の規定による輸出先国の制限に係る特例の届出（様式第8号の2関係）

- 届出あり  
 届出なし

(2) 種苗法第21条の2第1項の規定による生産地域の制限に係る特例の届出（様式第8号の3関係）

- 届出あり  
 届出なし

13. 宣誓

私/我々は、私/我々の知りうる限りにおいて、この品種登録願、説明書及びこれらに  
関係する書類に記載し、申告する出願品種の審査のために必要な情報が適切であることを  
ここに宣誓します。

（出願者又は代理人が宣誓すること。）

- はい     いいえ

(願書別紙)

1. 出願者（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）

フリガナ

住所又は居所：（〒\_\_\_\_\_） \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名又は名称： \_\_\_\_\_

(ローマ字表記)： \_\_\_\_\_

(注) 法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： \_\_\_\_\_

E-mail アドレス： \_\_\_\_\_

出願者の国籍： \_\_\_\_\_

(出願者が外国の設立準拠法に基づいて設立された法人の場合には、その国名を記載すること。)

2. 代理人（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）

フリガナ

住所又は居所：（〒\_\_\_\_\_） \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名又は名称： \_\_\_\_\_

(ローマ字表記)： \_\_\_\_\_

(注) 法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： \_\_\_\_\_

E-mail アドレス： \_\_\_\_\_

3. 出願品種の育成者（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）

フリガナ

住所又は居所：（〒\_\_\_\_\_）\_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名：\_\_\_\_\_

（ローマ字表記）：\_\_\_\_\_

4. 外国での出願（2件目からは記載欄を必要数設けて全て記載すること。）

国又は政府間機関名：\_\_\_\_\_

出願年月日：\_\_\_\_\_年 月 日

出願番号：\_\_\_\_\_

審査状況 審査中 拒絶 取下げ 登録

品種名称：\_\_\_\_\_ 又は 仮名称：\_\_\_\_\_



(別添様式)

品種登録願を補足する情報

1. 出願者（品種登録願「1. 出願者」関係の補足）

(1) 共同出願の場合において、持分の定めがある場合には、出願者全員の氏名又は名称並びにその持分を記載すること。なお、持分については、分数で、その合計が1となるように記載すること。

氏名又は名称： \_\_\_\_\_ 持分： \_\_\_\_\_

氏名又は名称： \_\_\_\_\_ 持分： \_\_\_\_\_

氏名又は名称： \_\_\_\_\_ 持分： \_\_\_\_\_

氏名又は名称： \_\_\_\_\_ 持分： \_\_\_\_\_

氏名又は名称： \_\_\_\_\_ 持分： \_\_\_\_\_

(行が不足する場合には、本欄に行を追加して記載する。)

(2) 共同出願の場合において、種苗法第23条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約がある場合には、この欄に当該定め又は契約がある旨を記載すること。

\_\_\_\_\_

(3) 出願者が外国法人の場合には、法人の法的性質を記載すること。

\_\_\_\_\_

2. 職務育成品種（品種登録願「5. 出願品種の育成者」関係の補足）

本出願品種が職務育成品種である場合には、次の「□」のいずれかに「レ」を付すこと。

使用者等による出願

従業者等による出願（下欄に使用者等の名称及び住所を記載）

使用者等の名称： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

[ I . 提出物件及び添付書面の目録]

願書に添付した書類等の「□」に「レ」を付すこと。

- 1 . 願書様式
  - 願書別紙 1 . 出願者（2人目以降）
  - 願書別紙 2 . 代理人（2人目以降）
  - 願書別紙 3 . 出願品種の育成者（2人目以降）
  - 願書別紙 4 . 外国での出願（2件目以降）
- 2 . 品種登録願を補足する情報を記載した書面
- 3 . 説明書
- 4 . 代理人により出願する場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
- 5 . 出願者が種苗法第 11 条第 1 項の規定により優先権を主張する場合は、最先の締約国出願又は最先の特定国出願があったことを証明する書面（原文及び翻訳文）
- 6 . 出願品種の植物体の写真
- 7 . 出願品種の育成をした者と出願者が異なる場合は、当該出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面（譲渡証明書等）
- 8 . 出願者が外国人（外国法人を含む。）である場合は、次に掲げる書面
  - (1) 出願者が日本国内に住所又は居所（法人の場合は営業所。以下 8 において「住所等」という。）を有するとき  
出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面
  - (2) 出願者が締約国等又は同盟国の国籍を有するとき、又は当該国に住所等を有するとき  
出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国の国籍を有することを証明する書面又は出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）
  - (3) 出願者の属する国（締約国等及び同盟国を除く。）が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているとき
    - a 出願者が当該国の国籍を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）
    - b 当該国が日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面（その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面を含む。）（原文及び翻訳文）
    - c 当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面（原文及び翻訳文）
  - (4) 出願者が日本国以外の種苗法第 10 条第 4 号に規定する条約を締結している国に属するとき、又は当該国に住所等を有するとき  
出願者が日本国以外の種苗法第 10 条第 4 号に規定する条約を締結している国の国籍を有することを証明する書面又は当該国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

9. 試作データ（別紙）

10. その他（書類名を記載すること）

[Ⅱ. 種苗法第 21 条の 2 第 1 項の規定による届出に関する情報]

1. 種苗法第 21 条の 2 第 1 項の規定による輸出先国の制限に係る特例の届出（様式第 8 号の 2 関係）

届出あり

2. 種苗法第 21 条の 2 第 1 項の規定による生産地域の制限に係る特例の届出（様式第 8 号の 3 関係）

届出あり

## 説 明 書

1. 農林水産植物の種類

学 名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和 名： \_\_\_\_\_

2. 出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先

フリガナ

住所又は居所：（〒 \_\_\_\_\_） \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名： \_\_\_\_\_

（法人にあっては、法人名、担当部署名及び担当者氏名）

電 話 番 号： \_\_\_\_\_

F A X 番 号： \_\_\_\_\_

E-mailアドレス： \_\_\_\_\_

3. 出願品種の名称

フリガナ

品 種 名 称： \_\_\_\_\_

（ローマ字表記）： \_\_\_\_\_

4. 出願品種の育成及び繁殖の方法

(1) 育成方法

(a) 交配

母親の品種名： \_\_\_\_\_

父親の品種名： \_\_\_\_\_

両親とも不明

(b) 突然変異（枝変わり）親品種名： \_\_\_\_\_

(c) 発見及びその検定

(d) その他

(2) 育成経過（(1)について、いつどこで、どのように育成したか詳細を記載する。）

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(3) 繁殖方法

(a) 種子繁殖



(2) 品種の栽培又は審査の実施に関連して、特別な条件はありますか。

はい いいえ

「はい」の場合、その内容を記載してください。

---

(3) その他の情報

(a) 出願品種の主たる用途

---

(b) 出願品種の写真（添付書類として提出する。）

## 8. 栽培の承認

(1) 出願品種は、環境保全並びに人間及び動物の健康保護に関して、関係する法令に基づきその栽培について事前の承認等が必要ですか。

はい いいえ

(2) (1)が「はい」の場合、その承認等に関する法令の名称を記載してください。

---

(3) (1)が「はい」の場合、その承認等を既に得ていますか。

はい いいえ

(4) (3)が「はい」の場合、その承認等のコピーを添付してください。

## 9. 審査用種苗に関する情報

特性は、病虫害、薬物処理（例：生長抑制剤等）、組織培養の影響、台木の違い、採穂条件の違い等の要因により影響を受けることがあります。審査用種苗の提出については、審査当局の指示に従ってください。ただし、通常の栽培において、以下のような処理を行っている場合には、次の(1)から(4)までの該当する項に「レ」を付した上で、「はい」の場合その詳細を記載してください。

- |                       |                             |                              |
|-----------------------|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 微生物（例：ウイルス、細菌、菌類） | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (2) 薬物処理（例：生長抑制剤等）    | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (3) 組織培養              | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (4) その他の要素            | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

「はい」の場合は詳細を記載してください。

---

---

---

---

---

## 10. 出願品種の栽培状況に関する情報

(1) 種子又は種菌を種苗としない品種の場合において、特性を確認できる植物体の維持及び保存の状況（維持及び保存場所の住所及び方法）について記載してください。

(a) 維持及び保存場所の住所： \_\_\_\_\_

(b) 維持及び保存の方法： \_\_\_\_\_

(2) 日本国内における現地調査が可能な栽培場所について記載してください。栽培場所をまだ定めていない場合には、栽培場所を設定する予定年月を記載してください。

住 所（〒 \_\_\_\_\_）

： \_\_\_\_\_

交通機関： \_\_\_\_\_（最寄り駅）： \_\_\_\_\_

栽培場所設定の予定年月： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

(3) 日本国内における作型について記載してください。

露地      施設      （施設の種類）： \_\_\_\_\_

上記作型に基づき、は種等の時期を以下に記載してください。

(a) は種、植付け等の適期

は 種	_____	月	旬～	_____	月	旬
植付け	_____	月	旬～	_____	月	旬
接ぎ木	_____	月	旬～	_____	月	旬
挿し木	_____	月	旬～	_____	月	旬
その他（_____）	_____	月	旬～	_____	月	旬

(b) 開花期、収穫期その他出願品種の特性の把握に適した生育ステージの時期等

開花期	_____	月	旬～	_____	月	旬
収穫期	_____	月	旬～	_____	月	旬
成熟期	_____	月	旬～	_____	月	旬
その他（_____）	_____	月	旬～	_____	月	旬

別記様式第六号の二を次のように改める。



様式第六号の二（第十一条の二関係）

現地調査・栽培試験結果報告書  
（出願品種の審査）

年 月 日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事

下記のとおり、出願品種の現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 出願番号            番            号
- 2 出願年月日        年    月    日
- 3 出願者  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 4 代理人  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 5 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 6 出願品種の名称
- 7 育成者  
氏名：
- 8 調査方法
- 9 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：

10 現地調査・栽培試験場所名

名称：

住所：

11 現地調査・栽培試験期間            年 月 日 ～ 年 月 日

12 技術審査結果及び結論

(1) 区別性の報告

この品種は、公知の

他の品種と明確に区別することができる    [   ]

他の品種と明確に区別することができない    [   ]

(2) 均一性の報告

この品種は、その繁殖方法を考慮して、

十分に均一である            [   ]

十分に均一でない            [   ]

(3) 安定性の報告

この品種は、その重要な形質について、

安定している                [   ]

安定していない               [   ]

13 その他

14 現地調査・栽培試験実施責任者

氏名：

(備考)

品種特性表をこの報告に添付する。

品種特性表

1 出願番号 番 号

2 出願者  
氏名又は名称：  
住所又は居所：

3 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：

4 出願品種の名称

5 審査基準の番号

6 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：

7 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：

8 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

9 特性表

UPOV 番号	日本番号	形質	特性	階級値	注記
---------	------	----	----	-----	----

---

10 類似品種及びそれらとの相違点

(類似品種の名称、類似品種と相違する形質、類似品種の特性及び出願品種の特性について記載すること。)

11 添付資料

- (1) 写真
- (2) 類似品種の特性表
- (3) その他審査に必要な資料

(備考)

1 9に列記した形質で類似品種の絞り込みをした場合には、用いた形質のそれぞれの形質番号の前に「G」を付す。

- 2 9において、UPOVテストガイドラインでアスタリスク（\*）が付されている形質は本表においてもUPOVテストガイドラインの形質番号にアスタリスクを付す。
- 3 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。
- 4 写真は、出願品種の特性、均一性及び類似品種との区別性が十分確認することができるものであること。
- 5 類似品種の特性表は9の特性表様式による。

別記様式第六号の二の次に次の様式を加える。

様式第六号の三（第十一条の三関係）

手 数 料 納 付 書  
（出願品種の審査・審査特性の訂正）

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 15 条の 3 第 1 項の規定に基づき、手数料を下記のとおり納付します。

記

- 1 品種登録出願の番号 番 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 手数料の通知の日付 年 月 日
- 6 金額  
金額 \_\_\_\_\_ 円

（ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。）

別記様式第七号を次のように改める。

様式第七号（第十二条関係）

意 見 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第17条第3項に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 品種登録出願の番号及び年月日
- 2 農林水産植物の種類及び出願品種の名称
- 3 拒絶理由通知の日付
- 4 意見の内容
- 5 証拠方法
- 6 添付書類又は添付物件の目録



別記様式第七号の次に次の二様式を加える。

様式第七号の二（第十二条の二関係）

審 査 特 性 の 訂 正 請 求 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 17 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、審査特性の訂正を求めます。

記

1 品種登録出願の番号 番 号

2 品種登録出願の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

4 出願品種の名称

5 訂正の内容

(1) 訂正事項

形質番号	形質名	特 性	出願品種の階級値（特性値）
------	-----	-----	---------------

(2) 訂正を求める理由

6 添付書類の目録

出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性が事実であることを証する資料

(備考)

1 5 (1) の訂正事項は、出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性を記載する。

2 出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性が事実であることを証する資料を添付する（品種登録出願の際、出願品種の特性を記載しな

った形質については、審査特性の訂正請求はできない。 ) 。

様式第七号の三（第十二条の三関係）

現地調査・栽培試験結果報告書  
（審査特性の訂正）

年 月 日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事

下記のとおり、審査特性の訂正に係る現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 出願番号            番            号
- 2 出願年月日        年        月        日
- 3 出願者  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 4 代理人  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 5 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 6 出願品種の名称
- 7 育成者  
氏名：
- 8 調査方法
- 9 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：

10 現地調査・栽培試験場所名

名称：

住所：

11 現地調査・栽培試験期間            年 月 日 ～ 年 月 日

12 調査の結論

訂正請求があった審査特性は事実と異なると認める    [   ]

訂正請求があった審査特性は事実と異なるとは認められない    [   ]

13 その他

14 現地調査・栽培試験実施責任者

氏名：

(備考)

品種特性表をこの報告に添付する。

品種特性表

1 出願番号 番 号

2 出願者

氏名又は名称：

住所又は居所：

3 農林水産植物の種類

学名：

和名：

4 出願品種の名称

5 審査基準の番号

6 現地調査・栽培試験機関名

名称：

住所：

7 現地調査・栽培試験場所名

名称：

住所：

8 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

9 特性表

UPOV 番号	日本番号	形質	特性	階級値	注記
---------	------	----	----	-----	----

---

10 調査の結論に至った理由

(訂正請求のあった審査特性、本調査で確認された特性及びそれらの相違の有無並びに訂正請求があった審査特性が事実と異なる又はそうではないと判断した理由について記載すること。)

11 添付資料

(1) 写真

(2) その他審査に必要な資料

(備考)

1 9には、訂正請求のあった審査特性に対応する特性のみ記載する。

2 9において、UPOV テストガイドラインでアスタリスク (\*) が付されている形質は

本表においても UPOV テストガイドラインの形質番号にアスタリスクを付す。

- 3 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。
- 4 写真は、出願品種の特性が十分確認することができるものであること。

別記様式第八号の二から別記様式第八号の十三までを次のように改める。



様式第八号の二（第十六条第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 2 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 農林水産植物の種類

学 名（ローマ字）： \_\_\_\_\_

和 名： \_\_\_\_\_

2 出願品種の名称 \_\_\_\_\_

3 輸出する行為の制限に係る事項

(1) 出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）

国を指定しない

国を指定する（以下に記載）

(2) 輸出する行為を制限する旨

登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

(備考)

3 (1)については、以下のとおり記載する。

- (1) 全ての国（登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国を除く。）  
に対して、出願品種の種苗等の輸出を認めない場合には、「□国を指定しない」に  
「レ」を付す。
- (2) 特定の国に対して、出願品種の種苗等の輸出を認める場合には、「□国を指定  
する」に「レ」を付し、国名を記載する。ただし、種苗法第21条第2項ただし書  
に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は記載しな  
いこと。

様式第八号の三（第十六条第一項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 農林水産植物の種類

学 名（ローマ字）： \_\_\_\_\_

和 名： \_\_\_\_\_

2 出願品種の名称 \_\_\_\_\_

3 生産する行為の制限に係る事項

(1) 出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）

地域を指定する（以下に記載）

\_\_\_\_\_

(2) (1)による地域の指定と出願品種の産地形成の関係

\_\_\_\_\_

(3) 生産する行為を制限する旨

指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

(備考)

- 1 3 (1)について、特定の地域において、出願品種の種苗を用いることにより得られる収穫物の生産を認める場合には、「□地域を指定する」に「レ」を付し、地域名を記載する。地域名の記載に当たっては、生産が制限される範囲が明確になるよう、〇〇県、△△県××市などと具体的に記載する。
- 2 3 (2)については、指定する地域の考え方、産地形成における目標、産地形成のための取組等について記載する。

様式第八号の四（第十六条第三項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書  
（指定国の取消し）

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学 名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和 名： \_\_\_\_\_
- 4 出願品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 取消しを求める事項  
届出に係る指定国の指定の全部を取り消す  
  
届出に係る指定国の指定の一部を取り消す（取消しを求める指定国を以下に記載）  
\_\_\_\_\_

様式第八号の五（第十六条第三項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書  
（指定地域の取消し）

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 4 出願品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 取消しを求める事項  
届出に係る指定地域の指定の一部を取り消す（取消しを求める指定地域を以下に記載）  
\_\_\_\_\_

様式第八号の六（第十六条の三第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書  
（指定国の追加）

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 指定国の追加に係る事項  
登録品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）  
 指定国を追加する（以下に記載）  
\_\_\_\_\_

（備考）

登録品種の種苗等の輸出を認める国を追加する場合には、「」に「レ」を付し、国名を記載する。ただし、種苗法第 21 条第 2 項ただし書に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は記載しないこと。

様式第八号の七（第十六条の三第一項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書  
（指定地域の追加）

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 指定地域の追加に係る事項  
(1) 登録品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）  
 指定地域を追加する（以下に記載）  
\_\_\_\_\_  
(2) (1)による地域の指定と登録品種の産地形成の関係  
\_\_\_\_\_



(備考)

- 1 5 (1)について、登録品種の種苗を用いることにより得られる収穫物の生産を認める地域を追加する場合には、「□」に「レ」を付し、地域名を記載する。地域名の記載に当たっては、生産が制限される範囲が明確になるよう、〇〇県、△△県××市などと具体的に記載する。
- 2 5 (2)については、指定する地域の考え方、産地形成における目標、産地形成のための取組等について記載する。

様式第八号の八（第十六条の三第二項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書  
（指定国の追加の取消し）

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 取消しを求める事項  
届出に係る指定国の追加の全部を取り消す  
届出に係る指定国の追加の一部を取り消す（取消しを求める指定国を以下に記載）  
\_\_\_\_\_

様式第八号の九（第十六条の三第二項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書  
（指定地域の追加の取消し）

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 取消しを求める事項  
届出に係る指定地域の追加の全部を取り消す  
  
届出に係る指定地域の追加の一部を取り消す（取消しを求める指定地域を以下に記載）  
\_\_\_\_\_

様式第八号の十（第十六条の四第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書  
（届出の取下げ）

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 輸出先国の制限の届出の取下げに係る事項  
登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為の制限の届出を取り下げる。

様式第八号の十一（第十六条の四第一項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書  
（届出の取下げ）

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 生産地域の制限の届出の取下げに係る事項  
 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為の制限の届出を取り下げる。

様式第八号の十二（第十六条の四第二項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書  
（取下げに係る届出の取下げ）

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 取下げを求める事項  
 輸出先国の制限の届出の取下げに係る届出を取り下げる。

様式第八号の十三（第十六条の四第二項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書  
（取下げに係る届出の取下げ）

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 取下げを求める事項  
生産地域の制限の届出の取下げに係る届出を取り下げる。

別記様式第九号の次に次の三様式を加える。



様式第九号の二（第十八条の二関係）

判 定 請 求 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 35 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり判定を求めます。

記

- 1 判定に係る登録品種  
品種登録の番号 番 号  
農林水産植物の種類  
登録品種の名称
- 2 判定の対象となる品種
- 3 請求の理由
- 4 その他参考となる事項
- 5 連絡先  
フリガナ  
住所又は居所  
フリガナ  
氏名  
（法人にあつては、法人名、担当部署名及び担当者氏名）  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail アドレス
- 6 添付書類の目録  
 判定の対象となる品種の植物体の写真

- 代理人により判定を求める場合は、その権限を証明する委任状等の書面  
 その他（ ）

(備考)

- 1 3の請求の理由については、以下のとおり記載する。
  - (1) 育成者権者及び専用利用権者（以下「育成者権者等」という。）が、第三者が利用する品種について判定を求める場合には、当該第三者に係る情報、当該品種の入手の経緯等を記載する。
  - (2) 育成者権等の侵害を疑われている者が、自己が利用する品種について判定を求める場合には、当該品種の来歴（自己が育成をした場合には育成経過、第三者から取得した場合には取得元等）、育成者権者等から侵害の警告があった事実等について記載する。
  - (3) 請求者が、対象となる品種を登録品種の審査特性と対比して、明確に区別されない（あるいは区別される）と考える根拠を、なるべく具体的に記載する。
- 2 6の添付書類の目録については、添付書類名の前の□にレを付する。

様式第九号の三（第十八条の三関係）

現地調査・栽培試験結果報告書  
(判定)

年 月 日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事

下記のとおり、判定に係る現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

1 判定請求の番号 番 号

2 判定請求の年月日 年 月 日

3 請求者  
氏名又は名称：  
住所又は居所：

4 代理人  
氏名又は名称：  
住所又は居所：

5 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：

6 判定の対象となる品種

7 調査方法

8 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：

9 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：

10 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

11 調査結果

(1) 区別性の報告

- ① この品種は、  
判定に係る登録品種の審査特性と明確に区別することができる [ ]  
判定に係る登録品種の審査特性と明確に区別することができない [ ]

② 判定に係る登録品種

品種登録の番号： 番 号

農林水産植物の種類：

登録品種の名称：

(2) 品種特性表

添付のとおり。

12 その他

13 現地調査・栽培試験実施責任者

氏名：

(備考)

品種特性表をこの報告に添付する。

品種特性表

1 判定請求の番号 番 号

2 請求者

氏名又は名称：

住所又は居所：

3 農林水産植物の種類

学名：

和名：

4 判定の対象となる品種

5 審査基準の番号

6 現地調査・栽培試験機関名

名称：

住所：

7 現地調査・栽培試験場所名

名称：

住所：

8 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

9 特性表

UPOV 番号	日本番号	形質	特性	階級値	注記
---------	------	----	----	-----	----

---

10 登録品種の審査特性及び相違点

(登録品種の名称、登録品種と相違する形質、登録品種の審査特性及び判定の対象となる品種の特性について記載すること。)

11 添付資料

(1) 写真

(2) 登録品種の特性表

(3) その他判定に必要な資料

(備考)

1 9の特性表において、UPOV テストガイドラインでアスタリスク (\*) が付されている形質は本表においても UPOV テストガイドラインの形質番号にアスタリスクを付すも

のとする。

- 2 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。
- 3 写真は、判定の対象となる品種の特性が十分確認することができるものであること。

様式第九号の四（第十八条の三関係）

手数料納付書  
（判定）

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 35 条の 3 第 3 項で準用する同法第 15 条の 3 第 1 項の規定に基づき、手数料を下記のとおり納付します。

記

- 1 判定請求の番号 番 号
- 2 判定請求の年月日 年 月 日
- 3 判定に係る登録品種  
品種登録の番号 番 号  
農林水産植物の種類  
登録品種の名称
- 4 手数料の通知の日付 年 月 日
- 5 金額  
金額 \_\_\_\_\_ 円

（ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。）

別記様式第十号の二を次のように改める。



様式第十号の二（第十九条の二関係）

現地調査・栽培試験結果報告書  
（登録品種の調査）

年 月 日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事

下記のとおり、登録品種の現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 品種登録の番号 番 号
- 2 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 3 登録品種の名称
- 4 調査方法
- 5 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：
- 6 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：
- 7 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 8 調査の結論  
登録品種の特性が保持されている [ ]  
登録品種の特性が保持されていない [ ]
- 9 その他
- 10 現地調査・栽培試験実施責任者

氏名：

(備考)

品種特性表をこの報告に添付する。

品種特性表

1 品種登録の番号 番 号

2 農林水産植物の種類

学名：

和名：

3 登録品種の名称

4 審査基準の番号

5 現地調査・栽培試験機関名

名称：

住所：

6 現地調査・栽培試験場所名

名称：

住所：

7 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

8 特性表

UPOV 番号	日本番号	形質	特性	階級値	注記
---------	------	----	----	-----	----

---

9 調査の結論に至った理由

(品種登録簿に記載された登録品種の審査特性と異なる特性等、登録品種の特性が保持されている又は保持されていないと判断した理由について記載すること。)

10 添付資料

(1) 写真

(2) その他判定に必要な資料

(備考)

1 8の特性表において、UPOV テストガイドラインでアスタリスク(\*)が付されている形質は本表においても UPOV テストガイドラインの形質番号にアスタリスクを付すものとする。

2 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。

3 写真は、登録品種の特性が十分確認することができるものであること。

(品種登録規則の一部改正)

第二条 品種登録規則(平成十年農林水産省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	<p>(品種登録簿の記録)      第十一条 (略)      2、4 (略)      5 登録品種の植物体の特性記録部には、登録品種の植物体の審査特性に関する事項を記録しなければならない。      6、9 (略)</p> <p>(品種登録の方法等)      第八十条 法第十八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。      一・二 (略)      三 法第三条第二項に規定する出願品種の育成をした者の氏名      四 法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願が法第十一条第一項の規定による優先権の主張を伴うものである場合には、最先の締約国出願をした国名(政府間機関の場合にあつては、その名称)及び締約国出願日又は特定国出願のうち最先の出願(その者が特定国に属する場合にあつては、当該特定国出願)をした国名及び特定国出願日      五 (略)</p>
改正前	<p>(品種登録簿の記録)      第十一条 (略)      2、4 (略)      5 登録品種の植物体の特性記録部には、登録品種の植物体の特性に関する事項を記録しなければならない。      6、9 (略)</p> <p>(品種登録の方法等)      第八十条 法第十八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。      一・二 (略)      三 出願品種の育成をした者の氏名      四 品種登録出願が法第十一条第一項の規定による優先権の主張を伴うものである場合には、最先の締約国出願をした国名(政府間機関の場合にあつては、その名称)及び締約国出願日又は特定国出願のうち最先の出願(その者が特定国に属する場合にあつては、当該特定国出願)をした国名及び特定国出願日      五 (略)</p>

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

### (出願品種の現地調査又は栽培試験の実施方法に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の施行前にした種苗法の一部を改正する法律による改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る現地調査又は栽培試験の実施方法については、なお従前の例による。

### (訂正請求に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係るこの省令による改正後の種苗法施行規則第十二条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同項及び別記様式第七号の二中「願書」とあるのは、「説明書」とする。